

周南市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営等に関する基準を定める  
条例制定について

周南市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を次の  
ように定める。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営等に関する基準を定める  
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに法第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準及び指定居宅介護支援の事業の基準を定めるものとする。

(指定居宅介護支援の事業の基準)

第2条 前条の指定居宅介護支援の事業の基準は、この条例に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）に定めるところによる。

2 前項の場合において、省令第29条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

(指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準)

第3条 法第79条第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人である者とする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。